

平成28年(行ウ)第9号  
 権利変換計画不認可処分取消等請求事件  
 原告 新町西地区市街地再開発組合  
 被告 徳島市

証拠説明書(7)  
 (甲44号証～甲49号証の2)

平成29年2月3日

徳島地方裁判所 第2民事部 合議B係 御中

原告  
 訴訟代理人弁護士 坂和章



同 弁護士 坂和宏



証拠番号	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 44	「申入書について(回答)」 写し	H28.12.19	徳島市長遠藤彰良	原告の平成28年1月22日付「申入書」(甲43の1)に対する被告市からの回答の内容等。	
甲 45 の 1	回答書 写し	H28.12.22	原告代理人	原告が、被告市の書面(甲44)に対し、原告の立場を明確にした上で、重ねて話し合いの場を設けるよう申し入れたこと等。	
甲 45 の 2	配達証明書 写し	H28.12.26	日本郵便株式会社	同上	
甲 46	「申し入れについて(回答)」 写し	H29.1.13	徳島市長遠藤彰良	被告市が、原告の回答書(甲45の1)に対し、原告が「白紙撤回」を受け入れない限り、話し合いの場を設けるつもりはない旨を明らかにしたこと等。	
甲 47 の 1	回答書 写し	H29.1.21	原告代理人	原告が、被告市の書面(甲45)に対し、原告の立場を明確にするため書面を送付したこと等。	
甲 47 の 2	配達証明書 写し	H29.1.23	日本郵便株式会社	同上	

甲 48	「不動産再開発の実務」(文献・抄本)	写し	H29.1.15	井上治	都市計画決定後に中止となっている事例はあるが、再開発組合の設立や事業認可がなされた以降に事業を中止した事例はなく、事業計画の認可が事実上のポイント・オブ・ノーリターンとなっていること。及び、再開発事業については、平成26年3月31日現在、組合施行によるものが605件(完了502地区、事業中103地区)、他の施行主体による事業と併せると986件(完了840地区、事業中146地区)の施行実績があること等。
49 甲 の 1	新聞記事	写し	H29.1.26	徳島新聞	被告市が、平成29年1月25日、新ホールの建設地について3件の候補地を明らかにしたこと及びこれに対する問題点の指摘等。
49 甲 の 2	新聞記事	写し	H29.1.26	徳島新聞	同上